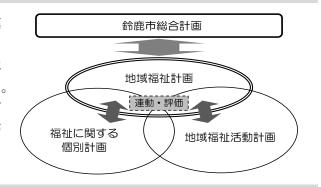
第2期鈴鹿市地域福祉計画(素案)の概要

計画策定の目的

・平成17年に策定した第1期の鈴鹿市地域福祉計画の取組の成果を活かすとともに、現在の地域の状況に対応するよう本市の地域福祉をさらに発展させるために、市民や関係者の思いを集めて新たな計画を策定しました。この計画は、地域福祉の受け手であると同時に担い手でもある市民と、地域福祉に関わる団体、事業者、市・関係機関などが、それぞれの立場で主役となって参加するよう、「わたしたち」を主語としています。

計画の位置づけ

- ・社会福祉法(第107条)に基づく市町村地域福祉計画です。
- ・「鈴鹿市総合計画」に基づき,地域福祉を総合的に推進するための考え方を定めました。
- ・保健福祉の分野別計画や地域福祉活動計画 などの共有する理念と基本的方向,基盤づ くりのための取組などを定めました。



計画の期間

・「鈴鹿市総合計画2023」と整合性を図るよう、平成28年度~平成35年度までの8年間の計画として策定しました。取組や状況の変化などをふまえ、4年目に見直しを行います。

計画の策定方法

- ・さまざまな立場の人々の意見を反映するよう、公募委員を含む市民・団体・事業者と市・関係機関の参加による「鈴鹿市地域福祉計画策定委員会」で協議・検討しました。
- ・市民の意見やニーズを広く反映するため、アンケート調査やヒアリングなどを実施しました。 また、計画素案に対するパブリックコメント(意見募集)を実施します。
- ・庁内関係課等による「鈴鹿市地域福祉計画庁内検討部会」を設置し、協議を行うとともに、 地域福祉活動計画の策定を担う社会福祉協議会事務局との情報共有や調整を行いました。

計画の推進方法

- ・「PDCAサイクル」(※) の考え方に基づき、効果的な推進を図るよう、市民参加による審議会組織を設置し、計画の推進に関する協議や、計画に基づく事業等の進捗状況の点検・評価、見直し等に関する検討を、年次的に行います。
- ・市は庁内推進組織を設置し、地域福祉に関連するさまざまな計画や事業と連動させるように 調整を図りながら、計画に基づく事業を具体的に推進します。
- ・市民,団体,事業者等の取組は,「鈴鹿市地域福祉活動計画」とも連携して「民」の主体的な 取組を促進・支援しながら,「公」と「民」の協働による地域福祉を推進します。
 - (※) Plan(計画) → Do(実行) → Check(点検) → Act(改善) を繰り返し, 継続的に改善をすすめる手法

第2期鈴鹿市地域福祉計画の体系

【鈴鹿市の地域福祉をすすめるうえでの課題】

- さまざまなニーズを解決するための取り組みの充実
- そのための、多彩な担い手づくりと支援の充実
- これらを効果的に推進するための、しくみや環境の充実

これらを効果的に解決するために

わたしたちが共有する「地域福祉推進の基本理念」

一人ひとりが"元気なまち"をみんなでつくる 一人ひとりの"しあわせな暮らし"をみんなで支える

体系的に推進するために

多様な主体の 役割分担と協働

- ①市民
- ②団体
- ③事業者
- ④市·関係機関

それぞれの "強み"を 活かして

基本目標 1

一人ひとりが"元気なまち"をつくる 【いきいき暮らし、地域で活躍する人づくり】 《取組の柱》

- 1. 地域福祉を「知り」, 意識を高める
- 2. 一人ひとりの「健康やいきがいづくり」
- 3. 地域福祉の「担い手」を増やす



わたしたちの 力をあわせて

基本目標2

- 一人ひとりの"しあわせな暮らし"を支える 【多様なニーズに応えるサービスや活動づくり】 《取組の柱》
- 4. 必要なときに的確に「利用できる」ようにする
- 5. 多様な「福祉サービスや活動」を充実する
- 6. 自分らしく暮らせる「権利擁護」を推進する

地域の特性に

応じて

各エリアでの

取組と連携

②行政区·小学校区

日常生活圏域

①自治会

③介護保険の

④全市・広域

しくみや環境を活かして

基本目標3

地域のみんなで"つくる・支える"

【地域福祉をすすめるしくみや環境づくり】

《取組の柱》

- 7. 地域福祉をみんなですすめる「しくみ」をつくる
- 8. みんながふれあい、支えあう「コミュニティ」をつくる
- 9. だれもが暮らしやすい「ユニバーサルデザインのまち」をつくる
- 10. だれもが「安全・安心に暮らせるまち」をつくる

効果的に推進するうえで

先導的に取り組む事項

- (1) 多様な地域福祉活動の推進と支援するしくみの充実
- (2)総合的に対応する窓口と協働して解決するしくみづくり
- (3) だれもが安心して暮らせるように支えあうしくみと環境づくり

地域福祉の推進方向 取組の柱と方向性

・3つの基本目標を実現していく取組を体系的に推進していくために,10の「取組の柱」と,より細かな「取組項目」を設定し、各々の方向性を定めました。

基本目標

「取組の柱」と「取組項目」

1

一人ひとりが "元気なまち" をつくる

- 1.地域福祉を知り、"受け手"・"担い手"としての意識を高めます
 - 1-1. 地域福祉の情報を積極的に発信します
 - 1-2. 地域福祉についての学習を推進します
- 2. 一人ひとりが"元気なまち"をめざし、健康や生きがいづくりに取り組みます
 - 2-1. 主体的に取り組む意識を高めます
 - 2-2. 心身の健康づくりと介護予防をすすめます
 - 2-3. 地域に密着した医療を推進します
 - 2-4. 各々のニーズに応じた生きがいづくりや就労を推進します
- 3. 地域福祉の"担い手"を増やします
 - 3-1. 福祉の仕事に就く人を増やします
 - 3-2. 地域福祉活動への参加を広げます
 - 3-3. 地域福祉活動への支援を充実します

2

ー 一人ひとりの "しあわせな 暮らし"を支 える

- 4. 福祉サービス等が、必要なときに的確に利用できるようにします
 - 4-1. 福祉サービスや日常生活の支援等に関する情報提供を充実します
 - 4-2. 福祉に関する相談が気軽にできるようにします
 - 4-3. "気になる人"を相談や支援につなぐ取組を充実します
- 5. "しあわせな暮らし"を支える多様な福祉サービスや活動を充実
 - 5-1. 多様なニーズに応えるサービス等をすすめます
 - 5-2. サービスや活動の質を高めます
- 6. だれもが"自分らしく"暮らすための権利擁護を推進します
 - 6-1. 偏見や差別のないまちづくりをすすめます
 - 6-2. 虐待や権利侵害の予防と適切な対応を推進します
 - 6-3. 日常生活での権利擁護を支援します

3

地域のみんな で"つくる・ 支える"

- 7. 地域福祉をみんなですすめるしくみをつくります
 - 7-1. 分野や立場を超えて推進するしくみをつくります
- 8. みんながふれあい、支えあうコミュニティづくりをすすめます
 - 8-1. ふれあい, 支えあうつながりをつくります
 - 8-2. 身近な地域での福祉活動をすすめます
- 9. だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりをすすめます
 - 9-1. "心のバリアフリー"を推進します
 - 9-2. だれもが快適で安全に移動できるまちをつくります
- 10. だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりをすすめます
 - 10-1. 安全・安心への理解と意識を高めます
 - 10-2. 弱い立場におかれがちな人を、犯罪や事故などからまもります
 - 10-3. 災害時にだれもが安全に避難できるように備えます
- ・項目ごとに各主体が共有する《基本的な考え方》、《推進・評価のポイント》と、《市の取組の方向性》、《市民・団体・事業者等の取り組みの例》を示しました。また、《あなたやあなたが所属している団体等で取り組みたいこと》を考えていただく欄を設け、各々の主体の特長を活かして、協働して推進していくこととしています。

地域福祉の推進方向 先導的に取り組む事項

- 「取組の柱と方向性」に基づく取組を効果的に推進するうえで先導的な役割を担う次の事項を、 市が推進役となり、地域福祉推進機関の社会福祉協議会等とも連携して取り組んでいきます。
- (1) 地域での生活を支援する多様な地域福祉活動を推進するとともに、活動を支援するしくみ を充実します
 - ① 地域福祉活動への支援を充実します
 - ・社会福祉協議会のコミュニティワーク機能の充実 ・市職員による地域活動支援の推進
 - ・福祉の専門職などによる地域福祉活動支援の推進 ・地域でのつなぎ役を担う市民の養成と支援の推進
 - ・公益的な地域福祉活動への財政的な支援の充実
 - ・地域福祉への"寄付による参加"と効果的な支援のしくみづくり
 - ② 有償型の地域福祉活動等を推進します
 - 有償型の地域福祉活動への支援

- コミュニティビジネス等の推進
- ・市民参加型の生活支援・介護予防サービスの推進
- ・既存の有償型の活動の利用の促進
- ③ 福祉に関する学習を効果的にすすめるためのネットワークを構築します
 - ・福祉学習に関する協議会の設置・学習の成果を活動につなぐ取組の推進
- ④ 地域福祉の拠点となる施設を整備します
 - 地域福祉の拠点施設の整備
- (2) さまざまなニーズに総合的に対応する窓口と、関係部局や関係機関・事業者・団体等が協 働して解決するしくみをつくります
 - ① 地域福祉の情報を一体的に提供するシステムをつくります
 - ・地域福祉情報システムの設置・ネットワークを通じた情報収集の推進
 - ② 福祉,介護,子育てなどの相談がしやすいしくみを充実します
 - ・総合的な相談窓口づくりの推進 ・身近な相談窓口の充実
 - ・課題を協働して解決するしくみづくりの推進
 - ③ 生活に困窮している人への支援を充実します
 - 生活困窮者自立支援事業の推進
 - 生活に困窮している人の把握の推進
 - ・社会的孤立をなくす取組の推進
- (3) だれもが地域で安心して暮らせるように支えあうしくみと環境をつくります
 - ① 地域福祉をすすめるネットワークを構築します
 - ・ 重層的な地域福祉ネットワークの構築 ・コミュニティソーシャルワークのしくみづくり
 - ・小地域での地域福祉推進体制の充実
 - ② 災害時の避難に支援が必要な人とのつながりや支援の体制を充実します
 - ・ニーズに応じた避難所などの確保の推進 ・避難に支援が必要な人の情報を共有する取組の推進
 - ・平時からのつながりづくりや支えあいの推進
 - ③ 地域福祉に関わる計画を効果的に推進します

 - ・地域福祉を推進・評価する組織の設置 ・ PDCAサイクルによる地域福祉計画の推進
 - ・分野別計画等と連携の推進
- ・地域福祉活動計画との連携の推進